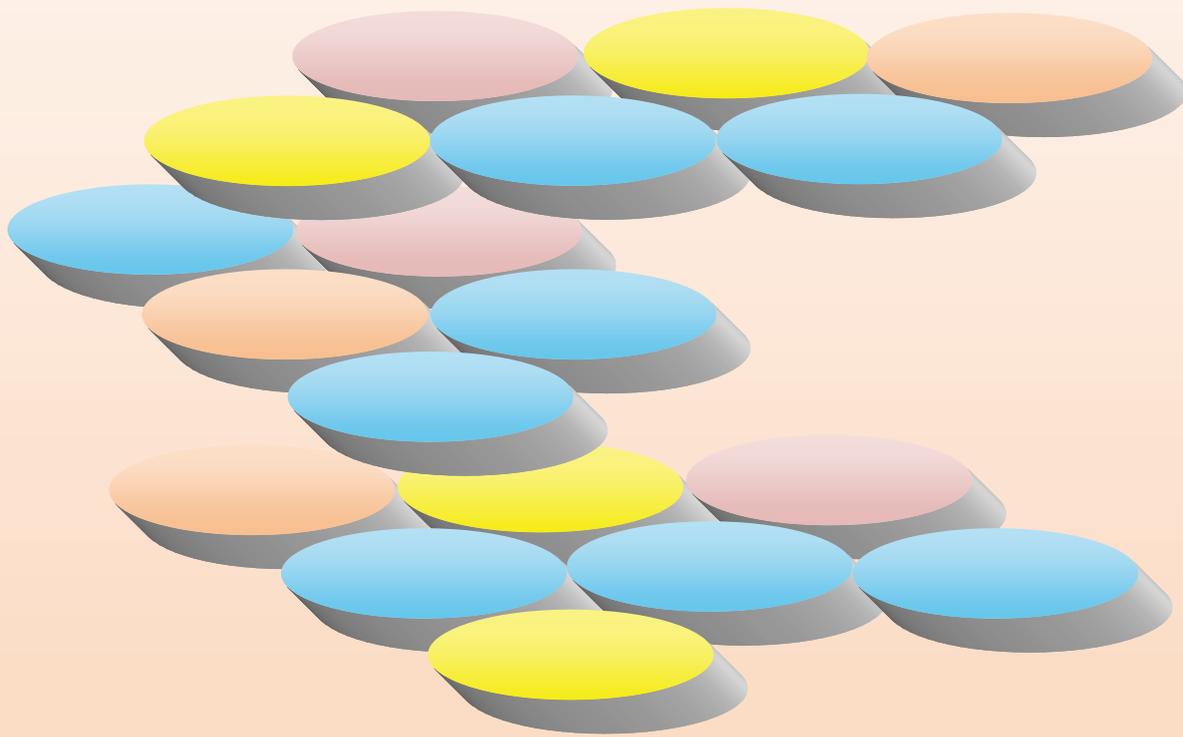


# 自閉症・情緒障害特別支援学級の 教育課程の在り方について



平成28年3月  
東京都教育委員会



## はじめに

東京都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、「特別支援教室」を設置することなどによって、全公立小学校及び中学校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ることとしました。

また、通常の学級や特別支援教室での指導だけでは、学習上又は生活上の困難の十分な改善・克服が難しいと思われる児童・生徒に対して、自閉症・情緒障害特別支援学級において、適切な指導・支援を行うことが有効であると考えています。

このため、平成 23 年度から 26 年度まで、公立小学校及び中学校をモデル校に指定して、指導内容の研究・開発を行い、また平成 26 年度からは、自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の編成・実施について研究・開発、成果・普及を行ってきました。

そこで、本資料では、知的障害のない自閉症等の児童・生徒を対象とした教育課程に関する研究・開発の成果をまとめ、自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程編成の在り方を示しております。

各公立小学校及び中学校おかれましては、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実に、本資料を御活用くださいますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

東京都教育委員会

## 目次

はじめに	1
1 自閉症・情緒障害特別支援学級とは	3
2 教育課程編成の考え方	3
3 教育課程の構造	4
4 教育課程編成の手順	6
5 学校の教育目標と自閉症・情緒障害特別支援学級の教育目標	9
6 児童・生徒の実態把握	10
7 年間授業時数の決定（例）	18

## 1

### 自閉症・情緒障害特別支援学級とは

従来、自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」を対象とする学級として、「情緒障害特別支援学級」の名称が用いられてきました。しかし、在籍者の実態を踏まえ、平成21年2月の文部科学省1126号通知を受け、東京都においては、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称に平成21年度から変更しました。

東京都教育委員会は、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象は知的障害のない自閉症等の児童・生徒としています。このため、この本指導資料において解説する教育課程は、知的障害のない自閉症等の児童・生徒を対象とした教育課程であることに御留意ください。

## 2

### 教育課程編成の考え方

自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程編成の考え方は、小学校及び中学校の教育課程に準ずることを基本とし、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができます。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、知的障害を伴わない自閉症等の児童・生徒が在籍し、小学校及び中学校に準ずる（「準ずる」とは、原則として同一ということ。）教育課程の各教科等で編成されることが基本であるため、各教科及び領域で指導することになります。

このため、東京都教育委員会が知的障害特別支援学校の小学校及び中学部に設定している各教科等を合わせた指導の一つの形態である「社会性の学習」を教育課程に位置付けることはできません。しかし、障害に配慮した指導として自立活動を設定し、指導するに当たっては、「社会性の学習」の内容を参考にすることが有効だと言えます。

このほか、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、教育活動全般にわたって、以下のことに留意する必要があります。

- 1 児童・生徒が主体的に取り組むことができるような活動を設定するとともに、学習活動に見通しをもてるようにしていくことや、学習したことの結果を分かりやすくするなどの工夫をして指導します。
- 2 児童・生徒の障害の状態や実態に応じて、基本的な生活習慣を確立することや適切な言葉のやり取りを獲得すること、自分の意思を的確に伝えること、相手の立場に立って考えること等の指導を、自立活動の時間における指導内容と密接に関連付けて指導します。

### 3

## 教育課程の構造

自閉症・情緒障害特別支援学級においては、小学校及び中学校の教育課程に準じるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための指導の領域である自立活動の時間を適切に教育課程の中に位置付けます。

その際、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の将来において、高等学校等への進学や自立と社会参加を考えた場合、各教科の指導の充実を図ることが不可欠です。

### 1 自立活動の指導

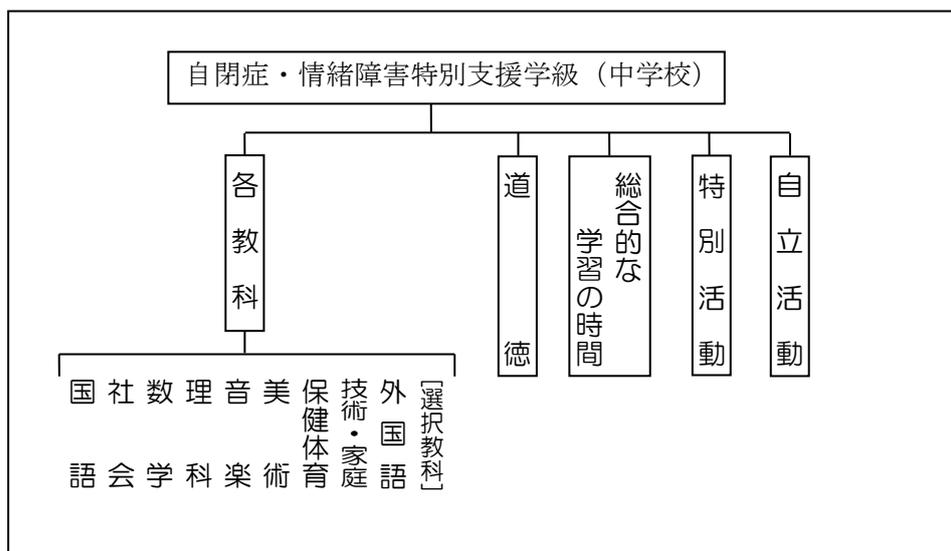
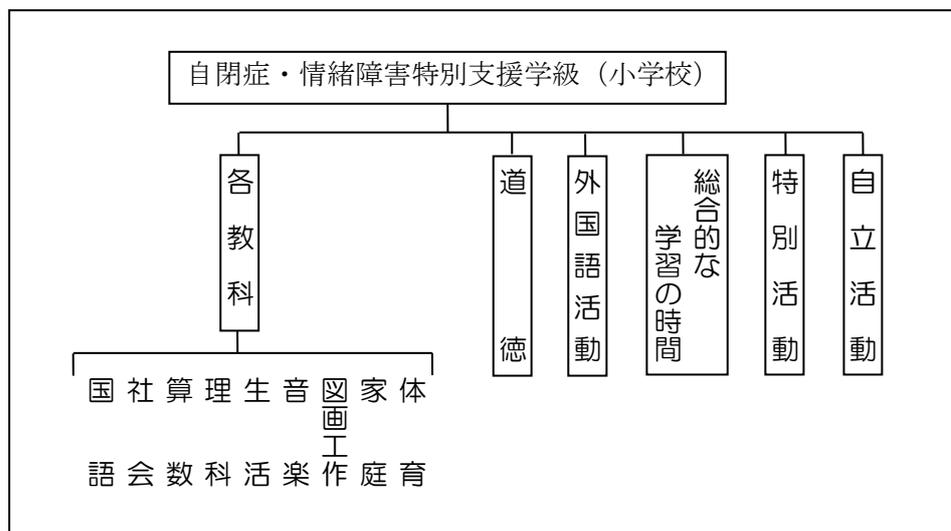
自閉症・情緒障害特別支援学級では、自立活動の時間を設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間及び特別活動との密接な関連を図り、学習効果を一層高める指導が行われるようにします。

自立活動は、6区分26項目の中から児童・生徒の障害の状態や発達の状態等に応じて必要な内容を選択し、選択した項目を相互に関連付けて指導します。また、「社会性の学習」の内容についても、参考にしながら、自立活動で指導することができます。その際、社会性の学習内容である「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」の二つを、自立活動の目標及び内容に関連させながら指導します。

### 2 各教科の指導

自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない自閉症の児童・生徒を対象としているため、自立活動の指導の時間を確保するために、各教科等の授業時数を減ずるに当たっては、各教科の授業時数を十分に確保できるようにする必要があります。自立活動の指導内容を児童・生徒の障害特性に応じて、検討・精選し、各教科の内容が指導できるようにすることが重要です。

### 3 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の構造図



上記は平成27年度の教育課程である。

### 4 交流及び共同学習の考え方

交流及び共同学習を実施することにより、各教科の学習のねらいを通常の学級での学習によって、より効果的に達成される場合があります。また、自立活動等で身に付けた対人関係に関する能力や、ソーシャルスキルトレーニングに関する能力が、通常の学級の集団の中で検証することができ、更に向上が図られる場合があります。

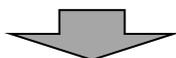
## 4

### 教育課程編成の手順

教育課程は、教育基本法及び学校教育法その他の法令、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び区市町村教育委員会が定める規則や教育課程編成基準に基づき、校長の責任において、編成するものです。

#### 1 教育課程編成に対する学校の基本方針の明確化

学校として教育課程の意義、教育課程編成の原則など、教育課程の編成に対する基本方針を明確にし、全教職員が共通理解をもちます。



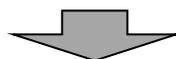
#### 2 教育課程編成のための事前の研究や調査

- (1) 教育課程についての国の基準や東京都教育委員会及び区市町村教育委員会の規則などを研究し理解します。
- (2) 児童・生徒の障害の状態及び発達段階や特性並びに、地域及び学校の実態を把握します。その際、保護者や地域住民の意向、児童・生徒の状況等を把握することに留意します。
- (3) 現在の教育課程を評価し検討して、その改善点を明確にします。その際、児童・生徒の学習状況や反応などに留意します。



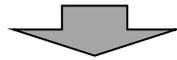
#### 3 特別支援学級の教育目標を設定

学校の教育目標を踏まえ、児童・生徒や特別支援学級の置かれている各種の条件を分析して検討した上で、特別支援教育の課題を正しく捉え、それに対応した具体的な教育目標を設定する必要があります。



#### 4 重点を置く指導内容の明確化

- (1) 指導内容について、基礎的・基本的なものを明確にします。
- (2) 特別支援学級の教育目標の達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にします。
- (3) 各教科・自立活動等の指導において、個別の障害特性に応じた指導を推進するように配慮します。



#### 5 指導内容の組織

- (1) 各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図ります。
- (2) 系統的な指導ができるように指導内容を配列するとともに、児童・生徒の実態によっては、発展的な内容にも取り組めるように組織します。



#### 6 授業時数の配当

##### (1) 年間の授業時数

総授業時数は、小学校・中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとし、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとし、その際、特に次の点に留意します。

ア 授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について点検及び評価を行い、改善に努める必要があります。

イ 自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導は、指導の時間を特設して行います。自立活動の時間に充てる授業時数は、児童・生徒の障害の状態に応じて各学級で適切に定めます。また、他の教科等との授業時数の配分については十分な検討が必要です。

## (2) 年間の授業時数

年間の授業時数は、児童・生徒の負担や教育効果などの点を考慮し、週当たりの授業時数として適切に配当します。

## (3) 週の授業時数

週の授業時数は、学校教育法施行規則第 51 条別表第 1 及び第 73 条別表第 2 に示された授業時数を標準とします。ただし、児童・生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられます。

## (4) 時間割の設定

時間割は、児童・生徒、学校・自閉症・情緒障害特別支援学級及び地域の実態に応じて、充実した学校生活を送れるよう、必要に応じ、弾力的に編成します。

弾力的に設定する場合においては、学校全体の教育計画と関連させながら、特別支援学級においても適切な授業計画を立てることが重要です。自閉症の児童・生徒が学校生活の流れに見通しをもちやすくするために、毎日の時程の中に授業時間を弾力的に設定し、時間割を帯状にしている学校もあります。

また、交流及び共同学習を円滑に実施できるようにするためには、自閉症・情緒障害特別支援学級の時間割について、交流及び共同学習を行う通常の学級の時間割を参考に編成することが効果的です。

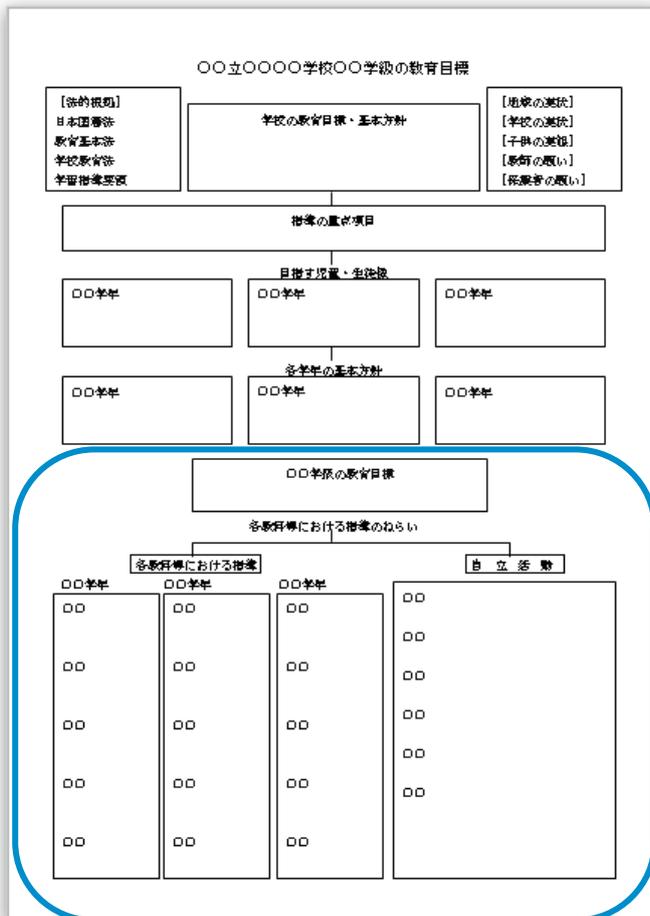
# 5

## 学校の教育目標と自閉・情緒障害特別支援学級の教育目標

学校の教育目標と自閉症・情緒障害特別支援学級における教育目標を設定するに当たっては次のような要件を準備する必要があります。

- 1 法律等に定められた学校教育の目的や目標の達成を前提とするものであること。
- 2 学習指導要領に示す各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、動及び自立活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- 3 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- 4 児童・生徒及び地域や学校、特別支援学級の実態に即したものであること。
- 5 学校の教育目標等を十分に踏まえたものであること。
- 6 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- 7 評価が可能な具体性を有すること。

学校の教育目標と自閉症・情緒障害特別支援学級における教育目標及び各教科等との関係について全体計画を例に表すと以下ようになります。



学校の教育目標に照らして、学級の教育課題を正しく捉えた上で、各教科等における指導、自立活動のねらいを設定する。

## 6

## 児童・生徒の実態把握

### 1 各教科の指導

#### (1) 各教科の指導充実に向けた児童・生徒の実態把握

児童・生徒の実態把握を適切に行い、児童・生徒の学習の習得状況を明らかにするとともに、個々の学習課題に応じて指導内容の重点を判断し、指導方法を選択することが重要です。

##### ア 障害特性による学習課題の把握

自閉症の障害特性による学びにくさや、情緒障害を背景に安定して学習に取り組むことが困難な状況を把握し、一人一人の学習課題を明確にすることが重要です。

##### イ 指導の重点の置き方等

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成では、自立活動の授業時数と他の各教科等の授業時数を設定するとともに、児童・生徒の実態に応じて、指導の重点の置き方、指導の順序、指導方法等を適切に判断する必要があります。

##### ウ 複式学級における指導の工夫

自閉症・情緒障害特別支援学級は、少人数であることから、異学年の児童・生徒で編制される場合があります。異学年の児童・生徒が在籍する場合には、指導内容は個々の児童・生徒により違うため、教科等によっては、複式学級での教育課程を編成し指導する必要が生じます。個々の児童・生徒の実態を把握して、課題を明確にし、指導に当たる必要があります。

#### (2) 「学習評価シート」について

本資料では、児童・生徒の実態把握に「国語科学習評価シート」及び「算数科学習評価シート」を用いています。「国語科学習評価シート」及び「算数科学習評価シート」(2012, 国立特別支援教育研究所：小澤至賢)は、対象児童・生徒の指導内容等を決める際に有効です。「国語科学習評価シート」及び「算数科学習評価シート」を活用することにより、以下の4点を明確にすることができます。

国語、算数・数学の  
学習到達度

自閉症の特性から  
獲得の難しい学習

自閉症の特性から  
獲得が容易な学習

自閉症の特性を踏  
まえた教科指導に  
係る実態把握

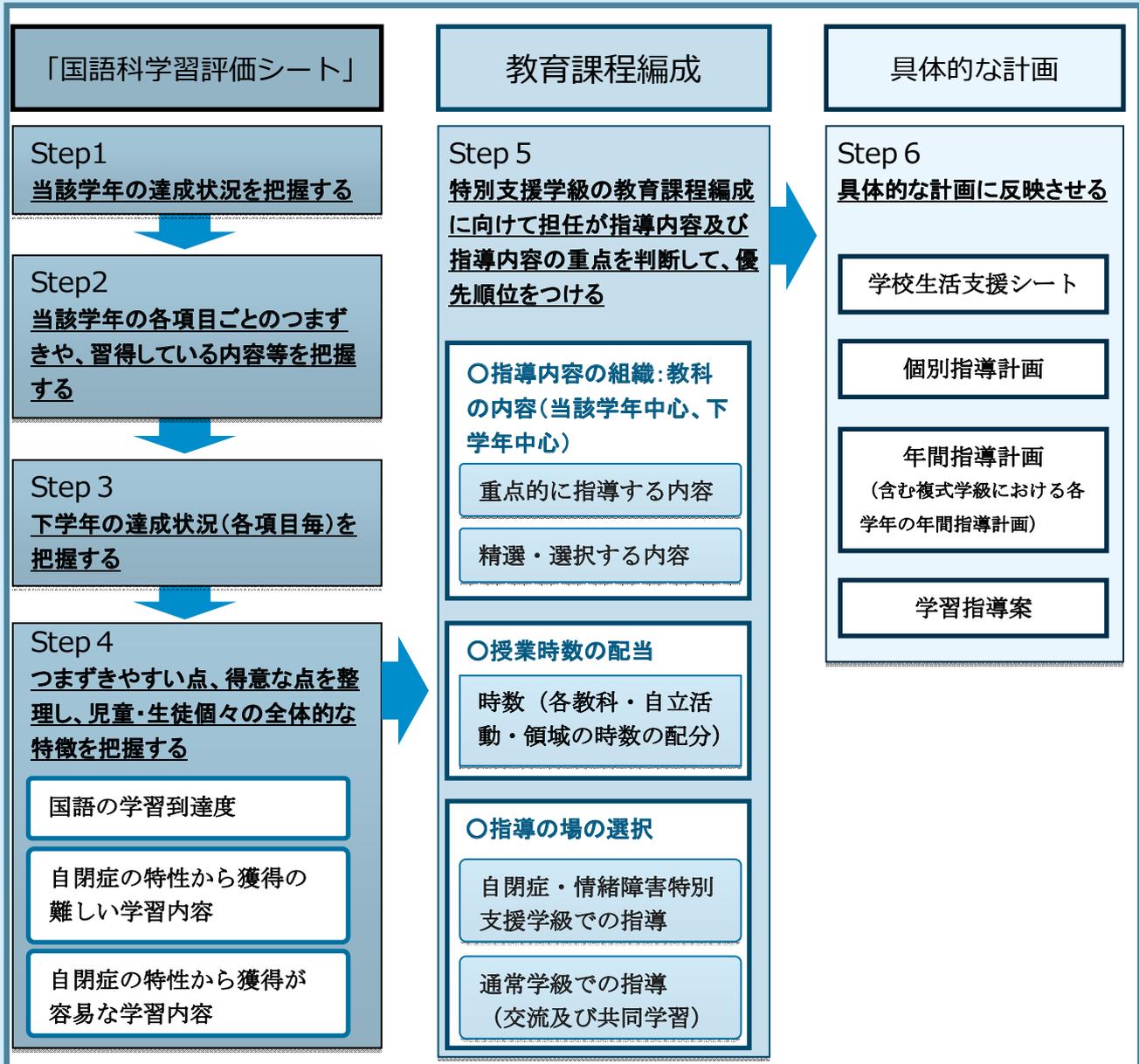
# 「国語科学習評価シート」(一部抜粋)

		1、2年生	3、4年生	5、6年生
評価規準に盛り込むべき事項				
A 話すこと・聞くこと		・相手に応じ、身近なことなどについて、事柄の順序を考えながら話したり、大事なことを落とさないように聞いたり、話題に沿って話し合ったりしようとしている。	・相手や目的に応じ、調べたことなどについて、筋道を立てて話したり、話の中心に気を付けて聞いたり、進行に沿って話し合ったりしようとしている。	・目的や意図に応じ、考えたことや伝えたいことなどについて、的確に話したり、話し手の意図をつかみながら聞いたり、計画的に話し合ったりしようとしている。
		・話したい聞きたいという願いをもって、進んで話したり聞いたりしようとしている。	・話の構成や内容への関心を深め、工夫をしながら話したり聞いたりしようとしている。	・立場や意図をはっきりさせながら、適切に話したり聞いたりしようとしている。
B 書くこと		・経験したことや想像したことなどについて、順序を整理し、簡単な構成を考えて文や文章を書くこととしている。	・相手や目的に応じ、調べたことなどが伝わるように、段落相互の関係などに注意して文章を書くこととしている。	・目的や意図に応じ、考えたことなどを文章全体の構成の効果を考えて書こうとしている。
		・自分の思いを書いて伝えることの見つけたり楽しさを感じたりしながら、進んで書こうとしている。	・自分の考えが明確になるように、工夫をしながら書こうとしている。	・自分の考えを明確に表現するため、適切に文章を書くこととしている。
C 読むこと		・書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりして読もうとしている。	・目的に応じ、内容の中心をとらえたり段落相互の関係を考えてりしながら、本や文章を読もうとしている。	・目的に応じ、内容や要旨をとらえ、自分の考えを明確にしなが本や文章を読もうとしている。
		・知識を得たり好きなどころを紹介したりするために、本を選んで、楽しんで読書しようとしている。	・読んで感じたことや考えたことを明らかにしながら、幅広く読書しようとしている。	・読書を通して自分の考えを広げたり深めたりしようとしている。
A 話すこと・聞くこと		・身近なことや経験したことなどから話題を決めている。(ア)	・関心のあることなどから話題を決めている。(ア)	・考えたことや伝えたいことなどから話題を決めている。(ア)
		・話題に合わせて、必要な事柄を思い出している。(ア)	・必要な事柄について調べ、要点をメモしている。(ア)	・収集した知識や情報を関係付けている。(ア)
		・相手に応じて、話す事柄を順序立てている。(イ)	・相手や目的に応じて、理由や事例などを挙げながら筋道を立てている。(イ)	・目的や意図に応じて、事柄が明確に伝わるように話の構成を工夫している。(イ)
		・丁寧な言葉と普通の言葉との違いに気を付けて話している。(イ)	・丁寧な言葉を用いるなど適切な言葉遣いで話している。(イ)	・場に応じた適切な言葉遣いで話している。(イ)
		・姿勢や口形、声の大きさや速さなどに注意して、はっきりした発音で話している。(ウ)	・相手を見たり、言葉の抑揚や強弱、間の取り方などに注意したりして話している。(ウ)	・共通語と方言との違いを理解し、また、必要に応じて共通語で話している。(ウ)
		・大事なことを落とさないようになしながら、興味をもって聞いている。(エ)	・話の中心に気を付けて聞き、質問をしたり感想を述べたりしている。(エ)	・話し手の意図をとらえながら聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめている。(エ)
	・互いの話を集中して聞き、話題に沿って話し合っている。(オ)	・互いの考えの共通点や相違点を考え、司会や提案などの役割を果たしながら、進行に沿って話し合っている。(オ)	・互いの立場や意図をはっきりさせながら、計画的に話し合っている。(オ)	

# 「算数科学習評価シート」(一部抜粋)

4年生		技能	知識・理解	数学的な考え方	算数への関心・意欲・態度
A 数と計算		目的に応じて概数を用いたり、整数の除法の計算、小数の加法及び減法の計算、同分母の分数の加法及び減法の計算をしたりするなどの技能を身に付けている。	整数、小数、分数についての感覚を豊かにするとともに、十進位取り記数法や概数の意味、整数の除法についての理解を深め、小数や分数の意味と表し方、小数の加法及び減法の意味について理解している。	整数、小数、分数の意味や表し方、それらの計算、概数についての知識及び技能の習得や活用を通して、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりしている。	整数、小数、分数の意味や表し方、それらの計算にかかわる性質や関係を読み取り筋道を立てて考えたりすることの楽しさやよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとしている。
		・億や兆を用いる大きな数を十進位取り記数法によって表すことができる。	・億や兆の単位について知り、整数が十進位取り記数法によって表されていることについての理解を深めている。	・億や兆を用いる整数について、10倍、100倍、1/10にした数を考え、そのことから十進位取り記数法の仕組みについてまとめている。	・億や兆を用いる大きな数でも、十進位取り記数法によって簡単に表すことができるというよさに気づき、大きな数を表そうとしている。
		・四捨五入して数を概数にすることができる。	・1億や1兆などの大きな数の大きさや構成についての豊かな感覚をもっている。	・目的に応じて、計算の結果のおよその大きさを判断している。	・概数を用いると物事の判断や処理が容易になるなどのよさに
		・目的に応じて、和、差、積、商を概数で見積もることができる。	・加法、減法、乗法、除法の計算の結果のおよその大きさをとらえるなど、数についての豊かな感覚をもっている。	・除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の除法の計算の仕方を考えている。	・目的に応じて計算の結果を見積もり、生活や学習の場面で用いようとしている。
		・除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の除法の計算が確実にできる。	・除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の除法の計算が基本的な計算を基にしてできることを理解している。	・除法に関して成り立つ性質を調べ、それを計算の仕方を考えたり計算の確かめをしたりすることに生かしている。	・(何十)÷(何十)の計算を十を単位として考えれば一位数の計算として求められるというよさに気付いている。
		・簡単な除法について、暗算で答えを求めることができる。	・除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の除法の筆算の仕方について理解している。	・桁数の多い整数の計算の仕方を既習の基本的な計算の意味や計算の仕方などを基にして考えている。	・暗算を、筆算や見積りに生かそうとしている。
		・整数の基本的な計算の技能に習熟している。	・整数の除法において、被除数、除数、商及び余りの間の関係について理解している。	・端数部分の大きさを小数で表すとき、0.1の単位をつかったときの考えを基に、0.01の単位をつくることを考えている。	・桁数の多い整数の計算について考える際に、既習の基本的な計算の意味や計算の仕方などを活用しようとしている。
		・1/100の位までの小数の加法及び減法の計算ができる。	・整数の計算の意味について理解している。		・小数の加法及び減法の計算の仕方とその意味を考えることの楽しさに気付いている。

### (3) 「学習評価シート」の活用(例)



#### 「学習評価シート」の活用のポイント

- Step1: 学習の空白期間や未学習の内容について把握します。
- Step2: 障害特性による学びにくさやつまずき、誤学習等の状況を把握します。
- Step3: 当該学年の内容で達成できていない内容について、どこの段階からつまずいているかを把握します。
- Step4: 学習到達度や障害特性による得意な学習、苦手な学習等を総合的に把握します。
- Step5: 学習内容の重点箇所、精選箇所や学習の優先順位等を検討します。
- Step6: 個別指導計画や年間指導計画に反映させ、実際の指導につなげます。

## 2 自立活動の指導

### (1) 自立活動の指導の充実に向けた児童・生徒の実態把握

児童・生徒の実態把握を適切に行い、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒の課題を明らかにし、教育課程の編成を行います。

#### ア 障害特性による学習課題の把握

自閉症の障害特性による「人間関係の形成」「コミュニケーション」に関する課題を一人一人について把握するとともに自立活動に関わる学習課題を把握し、年間の指導計画を立てることが重要です。

#### イ 各教科等と関連させた指導時間の設定

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成では、自立活動を特設して実施するため、各教科等の授業時間及び指導の重点を明らかにして指導する必要があり、適切に、自立活動と各教科の指導時間を設定する必要があります。

#### ウ 教科担当等との連絡・連携

自閉症・情緒障害特別支援学級では、学級担任以外に教科担当の教員が指導を行ったり、また交流及び共同学習において通常の学級の担任が指導したりする場合があります。児童・生徒一人一人の実態を的確に把握し、課題及び指導・支援方法を明確にして、他の教員と連絡・連携を図り指導に当たることが必要です。

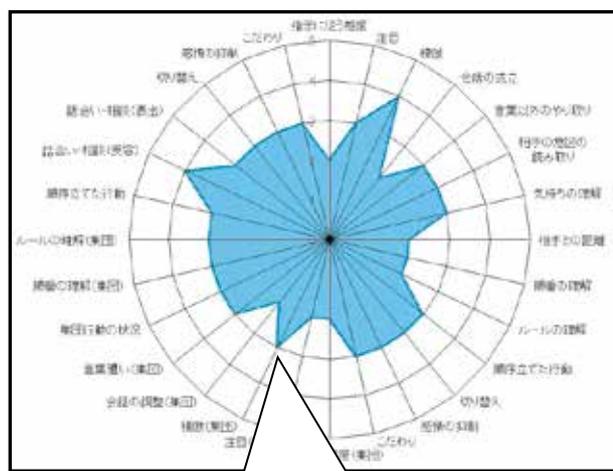
### (2) 「社会性・行動のチェックリスト」について

「社会性・行動のチェックリスト」は、自立活動の指導内容を検討するため、東京都教育委員会で作成した、対人関係、順番やルールを理解、情緒のコントロールについて、観察に基づいて記入するチェックリストです。チェックリストを活用すると、個々の課題がレーダーチャートで表示され、それぞれの児童・生徒に対して重点的に指導すべき項目を把握することができます。

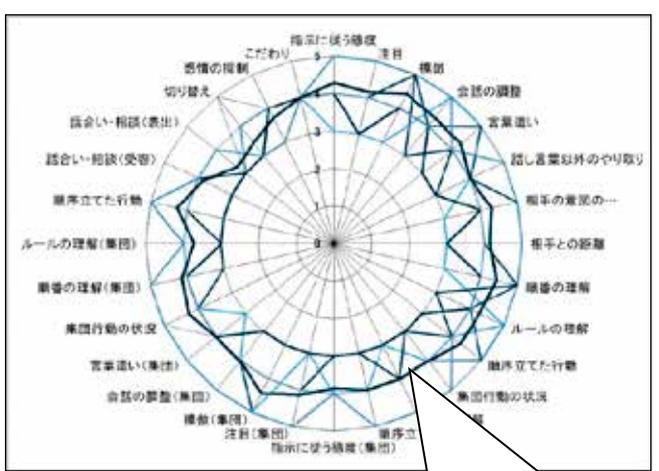
「社会性・行動のチェックリスト（学級用）」や「社会性・行動のチェックリスト（記録用）」を活用することで、学級の状況や個々の実態の変容についてもレーダーチャートで視覚的・系統的に把握することができます。

社会性・行動のチェックリスト 対象児童( )記入者( )記入日 年 月 日

観察項目等		観察内容	○できない ○課題がある	○できることもある ○少しでも ○ほとんど課題	○時々できる ○まあまあできる ○時々課題になる	○だいたいできる ○普通にできる ○勝手に課題になる	○いつでもできる ○ふよふよ ○全く課題がない	結果	特記事項	
指導者と一対一の場面	対人関係	指示に従う態度	指示に従って行動する等	1	2	3	4	5	2	
		注目	指された場所・ものに注目する等	1	2	3	4	5	3	
		模倣	簡単な動作の模倣、手遊び等	1	2	3	4	5	4	
		会話の成立	会話が成り立つ、質問等の適切に答える等	1	2	3	4	5	2	
		言葉以外のやり取り	アイコンタクト・表情や態度の意思疎通	1	2	3	4	5	3	
		相手の意図の読み取り	表情の理解や指差し指示だけで着席する等	1	2	3	4	5	3	
		気持ちの理解	相手の気持ちが理解できる等	1	2	3	4	5	3	
		相手との距離	物や人との適切な距離の把握等	1	2	3	4	5	2	
	順番やルールの理解	順番の理解	相手と順番を守ってやり取りできる等	1	2	3	4	5	2	
		ルールの理解	ルールを守ってやり取りできる等	1	2	3	4	5	2	
		順序立てた行動	スケジュールにそって一人で活動する等	1	2	3	4	5	3	
	情緒のコントロール	切り替え	感情の切り替えができる等	1	2	3	4	5	3	
		感情の抑制	自分の感情をコントロールできる等	1	2	3	4	5	3	
こだわり		こだわりが出てしまう等	1	2	3	4	5	3		
集団の中での行動	対人関係	指示に従う態度(集団)	指示に従って行動する等	1	2	3	4	5	2	
		注目(集団)	指導者の指示に注目する等	1	2	3	4	5	2	
		模倣(集団)	簡単な動作の模倣、手遊び等	1	2	3	4	5	3	
		会話の調整(集団)	声のトーンや言葉の抑揚、間のとり方、声の大きさ等	1	2	3	4	5	2	
		言葉遣い(集団)	正しい語句、丁寧な言葉、慣用語で話す等	1	2	3	4	5	3	
		集団行動の状況	列に並んだり、みんなが何をやろうとしていることも見て活動できる等	1	2	3	4	5	3	
	順番やルールの理解	順番の理解(集団)	集団のルールが分かり、守りながら活動できる等	1	2	3	4	5	3	
		ルールの理解(集団)	集団のルールが分かり、守りながら活動できる等	1	2	3	4	5	3	
		順序立てた行動	集団の流れの中でスケジュール等のそって活動する等	1	2	3	4	5	3	
		話し合い・相談(受容)	話し合い・相談の場面で、人の意見を受け入れることができる等の受容	1	2	3	4	5	4	
		話し合い・相談(表出)	話し合い・相談の場面で、自分の意見を適切に表出できる。(表出)	1	2	3	4	5	3	
	情緒のコントロール	切り替え	気持ちの切り替えができる等	1	2	3	4	5	3	
		感情の抑制	自分の感情をコントロールできる等	1	2	3	4	5	3	
こだわり		こだわりが出てしまう等	1	2	3	4	5	3		

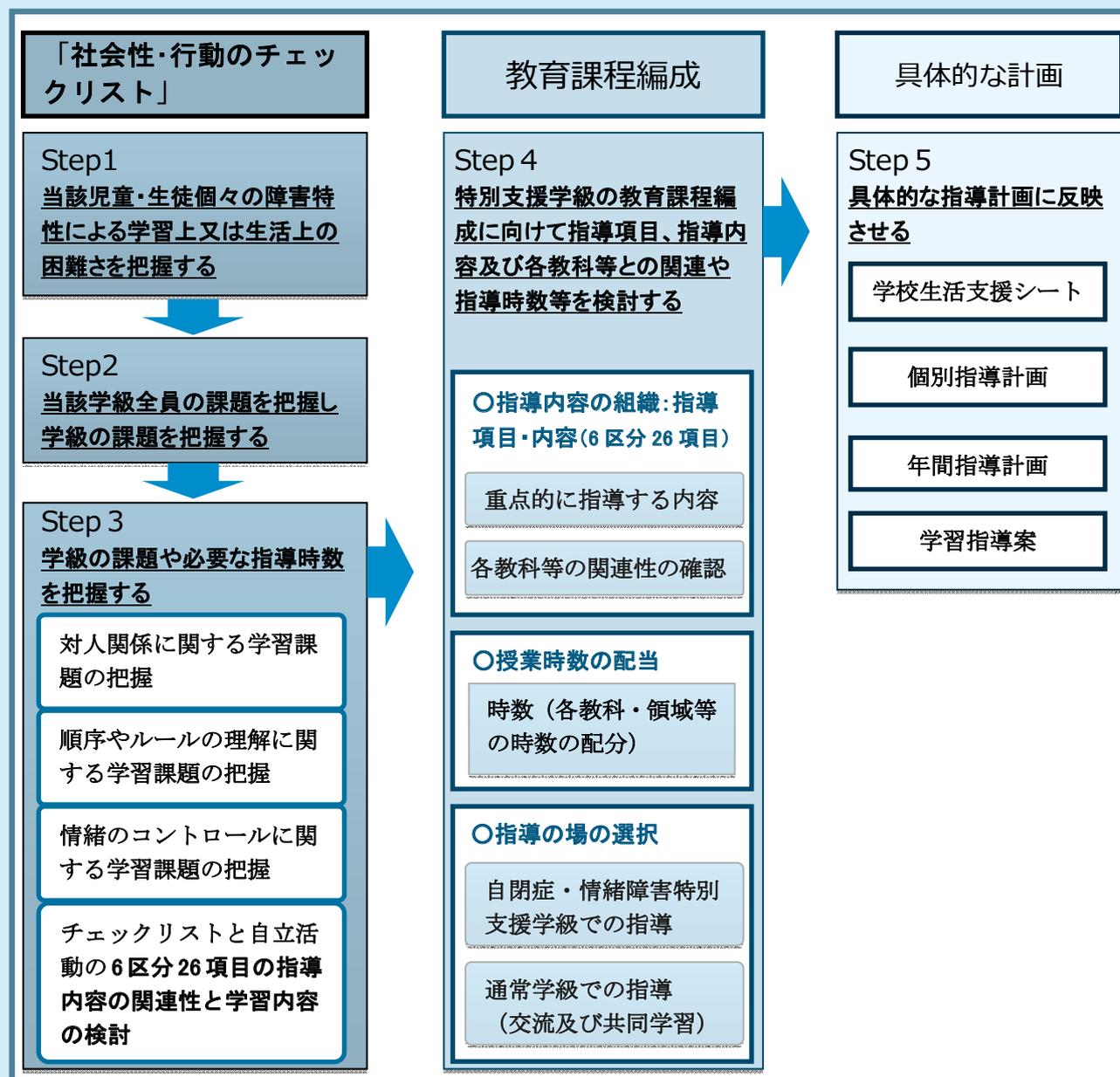


児童・生徒個々の変容がチャートで表示されるシートを活用



学級全員のチェック結果がチャートで表示されるシートを活用

### (3) 「社会性・行動のチェックリスト」の活用(例)



#### 「社会性・行動のチェックリスト」の活用のポイント

- Step1：観察項目に沿って5段階で、障害特性による困難さを把握します。
- Step2：学級全員の個々の課題を把握し、そこから学級の課題を把握します。
- Step3：把握した学級の課題から、自立活動の指導内容や実際の指導に必要な時間数を検討します。
- Step4：教育課程の編成に向けて指導項目、内容及び各教科等との関連や指導時間を検討します。
- Step5：個別指導計画や年間指導計画に反映させ、実際の指導につなげます。

### 3 交流及び共同学習

#### (1) 交流及び共同学習のための児童・生徒の実態把握

自閉症・情緒障害特別支援学級では、自立活動の指導により学習上又は生活上の困難を改善・克服した状況を、通常の学級との交流及び共同学習により確認するといった工夫を行うことも有効です。また、児童・生徒の実態により、教科等の中から通常の学級で学習した方が効果的なものについても、交流及び共同学習で指導することになります。

交流及び共同学習の実施に当たっては、児童・生徒に対して以下の理由から実態把握を適切に行い、児童・生徒の実態を十分に踏まえて計画的に実施していくことが重要です。

#### ア 通常の学級の担任、教科担任等との共通理解

交流及び共同学習の実施に当たっては、児童・生徒の実態を踏まえ、より大きな集団である通常の学級の中で自立活動として行うのか、効果的な教科の指導として行うのかを明らかにする必要があります。その上で、通常の学級の担任、教科担任等との共通理解を十分に図り、取り組むことが必要です。

#### イ 交流及び共同学習の学習態勢チェックリストについて

交流及び共同学習における授業の参加状況や、話合いや相談をする活動への参加、休み時間の様子等について、児童・生徒の学習態勢を確認することが大切です。

	項目	○	△	×	様子・課題
1	座ってられる	✓			授業中離れず座ってられる。
2	先生の話を聞く	✓			先生の方を見たり話さなく聞くことができる。
3	教科書を見てられる		✓		学習内容と違うページを見ていることもある。
4	教科書にマ・リ 等が入られる	✓			入れられる。給き入れたよめることができる。
5	ノートが取れる	✓			ノートが取れる。
6	教科書を読む	✓			教科書を読めることができる。
7	発言できる		✓		分かっているが、発言しない。
8	質問できる		✓		意思を表現することが苦手。通常学級の担任に授業が終わった後に質問できる。
9	他人の課題に反応する	✓			グループ内では意見が合わないが、他人の課題には取り組める。
10	グループの課題に取り組める		✓		話し合活活時や感情的になってしまうことがある。
11	不適切な発言はしない		✓		人が話している時に、場にあわない発言してしまうことがある。
12	相手の発言に不適切なかわりしない		✓		感情的コントロールできずに言い合いになってしまうことがある。
13	友達に話しかける		✓		自分からはあまり話しかけない。
14	友達と遊ぶ	✓			同じ趣味もっている友達となら遊ぶことができる。
15	一人で適切に過ごせる	✓			過ごせる。
16	適切な場所にいる	✓			いられる。
17	友達に不適切なかわりしない	✓			作のよい友達と過ごすことが多いため不適切なかわりしない。

構造化されていない時間帯の様子も把握します。

他者と相互交流する際に必要なマナーや技能等の基礎的な力を身に付けているかを把握します。